

## 平成29年度 地域包括支援センター運営法人の公募について

### 1. 方法

- 地域包括支援センターの運営法人は、圏域ごとに公募し、公平中立で適切な運営が確保される法人を選定により決定する。
- 法人の選定については、運営協議会設置要綱第7条の規定により設置される「選定部会」において行う。
- 今年度は、認知症初期集中支援推進事業を受託する強化型地域包括支援センターの運営法人も同時に選定する。

### 2. 公募対象法人

- 公募対象は、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人、一般財団法人、一般社団法人及び特定非営利活動法人とする。

### 3. 委託期間

- 委託期間は平成30年4月から、4年間とする。

### 4. 選定スケジュール

- 募集要項、選定基準、選定スケジュール等の詳細については、選定部会において決定することとするが、十分な引継ぎ等の準備期間を確保し円滑に移行を進めていくため、年内中には受託予定法人を決定することを目指して手続きを進める。

#### 選定スケジュールの概要

6月 7日 第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会選定部会開催  
7月 7日 第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会で選定部会の報告

7月21日～9月22日予定

募集要項公表、説明会、応募受付

11月12日 選定部会（審査）  
・応募法人の審査、審議結果取りまとめ

11月中旬予定  
大阪市地域包括支援センター運営協議会  
・受託予定法人の決定

5. 提案審査評価項目及び配点【地域包括支援センター】

	評価項目	配点
法人に関する事項	<p>法人として安定した運営を行える能力があるか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ センター運営にあたっての基本方針</li> <li>・ 経営の健全性・安定性</li> <li>・ 高齢者の保健・医療・福祉・介護等に関する実績</li> </ul> <p>法人として社会的責任を果たしているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就職困難者等の雇用への取り組み</li> <li>・ 環境への取り組み</li> </ul>	20
センター運営に関する事項	<p>センターを運営するにあたっての体制が整っているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の配置計画と実行性</li> <li>・ 職員の研修体制</li> <li>・ 利用者の利便性に配慮した設置場所と必要スペースの確保</li> <li>・ 公平性・中立性確保のための方策</li> <li>・ 個人情報保護の取組みと体制</li> <li>・ 苦情解決の取組みと体制</li> </ul>	30
事業計画	<p>実効性のある適切な事業計画が立てられているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ センター業務実施計画とその具体性</li> <li>・ 地域との連携、ネットワーク構築についての考え方</li> <li>・ 地域ケア会議</li> <li>・ 具体的事例への対応</li> <li>・ 広報啓発活動への取組みの考え方</li> </ul>	50
前回の委託期間の実績	<p>前回の委託期間における地域包括支援センター業務の実績 (加点・減点で配点、減点最大-8、加点最大+7)</p>	-8~7

6. 提案審査評価項目及び配点【認知症強化型地域包括支援センター】

評価項目	評価の視点	配点
受託にあたっての基本方針 (事業趣旨と目的の理解度)	・ 事業実施対象区における認知症初期についての課題認識	20 点
	・ 認知症地域支援推進員としての視点や活動内容	
企画提案書	<本業務実施にかかる具体的内容> ・ 地域に潜在する対象者へのアプローチ手法の内容及び具体性	50 点
	<本業務実施にかかる具体的内容> ・ 若年性認知症の方への支援のための課題認識	
	<区の認知症施策推進にかかる具体的取り組み>	
具体的事例への対応	・ 対応のポイントについて提示する。	10 点
従事者の採用と配置計画書 (本業務にかかる実施体制)	<事業実施体制> ・ 業務を円滑に進めるにあたり十分な実施体制であるか	20 点